

香川県生活環境の保全に関する条例

自動車排出ガス対策計画の 作成等の手引き

香 川 県

自動車は、窒素酸化物や浮遊粒子状物質などの大気汚染物質のほか、地球温暖化の原因物質である二酸化炭素を排出ガスとして環境中に放出します。

私たちの生活環境や地球環境を守るためには、自動車を利用する私たち自身が、自らも排出ガスによる大気汚染者、温室効果ガスの排出者であることを認識し、そのうえで、排出ガス低減の取組みを推進していく必要があります。

このため、香川県では、「生活環境の保全に関する条例」において、「自動車排出ガス対策」として、エコドライブやアイドリングストップなどに関する規定を定めているほか、一定台数以上の自動車を使用する事業者の方には、「自動車排出ガス対策計画」の作成と公表、県への提出を義務付けています。

この手引きは、「自動車排出ガス対策計画」の具体的な作成方法などについてまとめたものですので、計画作成の際の参考にしてください。

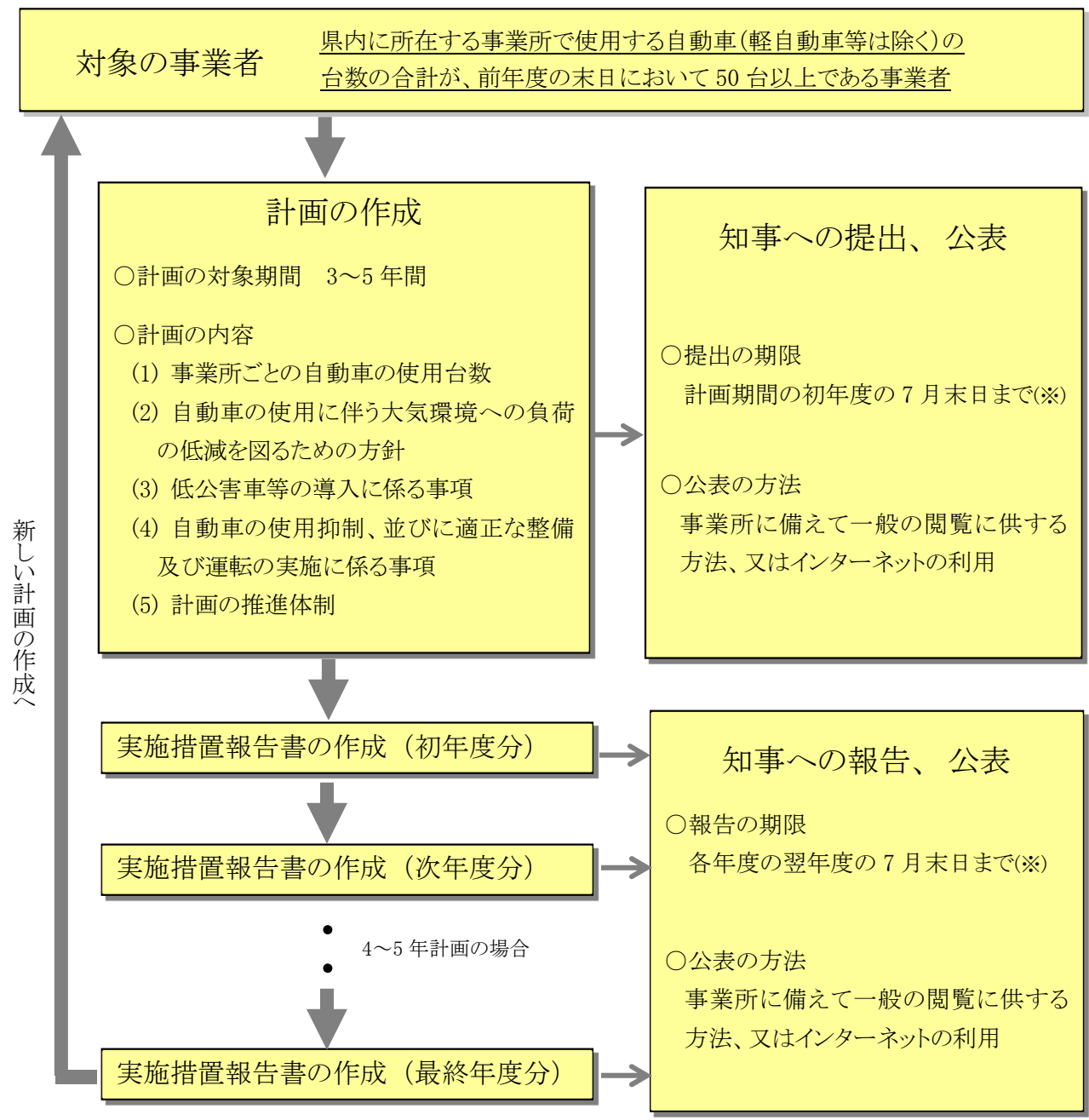
目 次

1. 自動車排出ガス対策計画について	1
2. 対象の自動車について	2
3. 自動車排出ガス対策計画の作成について	3
作成例 計画書（表書き様式）	5
1 事業所ごとの自動車の使用台数	6
2 自動車の使用に伴う大気環境の負荷の低減を図るための方針	8
3 低公害車等の導入に係る事項	9
4 自動車の使用抑制、並びに適正な整備及び運転の実施に係る事項	11
5 自動車排出ガス対策計画の推進体制	13
《参考》 「低燃費かつ低排出ガス認定車」とは？	14
4. 自動車排出ガス対策計画に基づいて実施した措置の報告について	16
作成例 報告書（表書き様式）	17
1 事業所ごとの自動車の使用台数	18
2 低公害車等の導入実績	20
3 自動車の使用抑制、並びに適正な整備及び運転の実績	21

1. 自動車排出ガス対策計画について

「香川県生活環境の保全に関する条例」で規定している「自動車排出ガス対策計画」は、低公害車の導入や、自動車の適正な整備・運転など、排出ガスの排出を抑制するため、事業者の方に、自主的、率先的に実施する取り組みについて定めていただく計画です。

自動車を多く使用している規模の大きな事業者の方に、この計画を作成、自ら公表していただくことにより、排出ガス削減に向けた具体的な取り組みを一層促進するとともに、計画作成の対象となっていないその他の事業者の方への波及効果を期待するものです。



(※) ただし、災害その他特別の事情がある場合は、知事が別に期限を定めることがあります。

2. 対象の自動車について

計画の対象とする「自動車」は、道路運送車両法第3条に規定する普通自動車及び小型自動車（二輪自動車を除く）で、バスやトラックのほか、一般の乗用車等が該当します。

対象とならないのは、軽自動車、特殊自動車（「特種」ではないことに注意）、二輪自動車です。

県内に所在する事業所で使用する対象自動車の総台数が、3月31日時点で50台以上である場合は、4月1日から3～5年間分の自動車排出ガス対策計画を作成してください。

【対象の自動車】

自動車の種別	自動車の構造及び原動機	自動車の大きさ		
		長さ	幅	高さ
普通自動車	小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の全ての自動車（被けん引車を除く。） ※バスやトラックも含まれます。			
小型自動車	四輪以上の自動車で、大きさが右欄に該当するものうち軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車（軽油を燃料とする自動車及び天然ガスのみを燃料とする自動車を除く。）は、総排気量が2.00L以下のものに限る。）	4.70m 以下	1.70m 以下	2.00m 以下
	三輪自動車で軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの			

【対象とならない自動車】

自動車の種別	自動車の構造及び原動機	自動車の大きさ		
		長さ	幅	高さ
小型自動車	二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）及び被けん引自動車			
軽自動車	二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）以外の自動車及び被けん引自動車で、大きさが右欄に該当するものうち大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車は、総排気量が0.660L以下のものに限る。）	3.40m 以下	1.48m 以下	2.00m 以下
	二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）で、大きさが右欄に該当するものうち大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車は、総排気量が0.250L以下のものに限る。）	2.50m 以下	1.30m 以下	2.00m 以下
大型特殊自動車 小型特殊自動車	①ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車 ②農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車 ③ポール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車			

その他、計画の対象の自動車は、次のようにカウントします。

自動車の種類	考え方
県内に複数の事業所がある場合	全ての事業所で使用する自動車の台数を合計して、50 台以上の場合は対象になります。
本社が県外にある場合	県内の事業所を本拠として使用している自動車が対象になります。
社長や役員の自動車	車検証の「使用者の氏名又は名称」(「使用者の氏名又は名称」の欄が*の場合は「所有者の氏名又は名称」の欄)に会社名がある自動車は全て対象となります。
従業員が営業でも使用している自家用車	車検証の「使用者の氏名又は名称」(「使用者の氏名又は名称」の欄が*の場合は「所有者の氏名又は名称」の欄)にその会社名がない自動車は対象になりません。通勤用の自家用車も対象外です。
事業所の構内のみ走行するナンバープレートがない自動車	車検証がない自動車は対象になりません。
トレーラーの台車など被けん引車	排出ガスが発生しないので対象になりません。
同一敷地にある子会社と共同で使用している自動車	車検証の「使用者の氏名又は名称」の欄(「使用者の氏名又は名称」の欄が*の場合は「所有者の氏名又は名称」の欄)に記載されている会社ごとに、50 台以上使用しているかどうかを判断してください。
レンタカー会社が商品としている自動車	自動車賃貸業の用に供する自動車であるため、レンタカー会社において算定の対象になります。
リース会社が商品としている自動車	リース車両についても、自動車賃貸業の用に供する自動車であるため、算定の対象になります。日常点検整備のメンテナンス等をリース元で実施している場合はリース会社において算定し、リース先で実施している場合はリース先で算定します。
中古車販売やカーディーラーで、販売目的で展示している自動車	展示車両は使用が目的でないため、対象になりません。
国や地方公共団体の公用車	道路運送車両法第 3 条に規定する普通自動車と小型自動車(二輪の小型は除く)は全て対象になります。

3. 自動車排出ガス対策計画の作成について

自動車排出ガス対策計画に記載する内容は次の事項です。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 事業所ごとの自動車の使用台数 (2) 自動車の使用に伴う大気環境への負荷の低減を図るための方針 (3) 低公害車等の導入に係る事項 (4) 自動車の使用抑制、並びに適正な整備及び運転の実施に係る事項 (5) 自動車排出ガス対策計画の推進体制 |
|--|

○計画の作成主体

自動車排出ガス対策計画は、「事業者」ごとに作成することを基本としていますが、複数の事業所があり、それぞれの事業所が使用する自動車を独立して管理しているなど、事業者として一つ

の計画にまとめることが難しい場合は、複数の計画に分けて作成し、主たる事業所から一括して提出していただいても構いません。（各計画の中では、全体の合計台数や複数の計画の相互の関係が分かるよう記載してください。）

○県外に本社等がある場合は、県内にあるいずれかの事業所からの提出でも構いません。また、全国の事業所をまとめて、既に事業者として自動車排出ガス対策に関する計画を作成している場合は、そのうちの香川県分の計画が分かるようにして提出してください。

○計画期間中に、計画の内容を変更した場合は、知事への届出が必要になります。

○作成した計画の提出、計画の変更の届出は、条例で定める様式、期限で行ってください。

	様式	期限
作成した計画の提出	施行規則第 31 号様式	計画期間の初年度の 7 月末日までに提出(※)
提出した計画の変更	施行規則第 32 号様式	変更から 30 日以内に届出
<p>< 提出先 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 香川県電子申請・届出システムによる提出の場合 URL: https://s-kantan.jp/pref-kagawa-u/offer/offerList_initDisplay.action (サイト内検索キーワード:「自動車排出ガス」) ● 郵送による提出の場合 〒760-8570 香川県高松市番町四丁目 1 番 10 号 香川県 環境森林部 環境管理課 (大気保全・環境安全グループ) 電話 087-832-3219(直通) FAX 087-806-0228 		

(※)災害その他特別の事情がある場合は、知事が別に提出期限を定めることがあります。

○条例で定める様式は、県のホームページ『香川の環境』からダウンロードできます。

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kankyokanri/kankyo-hozen/taikiseikatu/yoshiki/yoshiki.html>

○計画の公表

提出した自動車排出ガス対策計画は、インターネットを利用してホームページに掲載したり、事務所に備え置いて閲覧できるようにするなど、計画を見たい方がいつでも見られるような方法で公表してください。

なお、公表しようとする計画等には、その冒頭に、香川県生活環境の保全に関する条例に基づいて公表する旨の記載をしてください。

(例)「香川県生活環境の保全に関する条例第 106 条第 1 項の規定に基づき、自動車排出ガス対策計画を作成したので、同条第 2 項の規定に基づいてこれを公表するものです。」

○次頁より **作成例** をお示しますが、表書きを除く計画本体については、様式として定めているものではありませんので、これらを参考に、事業活動の特性などに合わせて、自由な形式で作成していただいても構いません。実施措置報告書も同様です。

自動車排出ガス対策計画

計画の対象期間	20X1年4月1日～20X4年3月31日
---------	----------------------

1 事業所ごとの自動車の使用台数

(20X1年3月31日現在)

整理番号	1	2	3	合計	
事業所の名称	本社	丸亀営業所	観音寺営業所	—	
事業所の所在地	高松市〇〇町 〇-〇-〇	丸亀市〇〇町 〇-〇-〇	観音寺市〇〇町 〇-〇-〇	—	
連絡先電話番号	087-000-0000	0877-00-0000	0875-00-0000	—	
従業員数(人)	40	30	30	100	
運転者数(人)	30	15	15	60	
使用台数(台)	①普通貨物自動車	10	5	4	19
	②小型貨物自動車	3	2	1	6
	③大型バス (定員30人以上)	2			2
	④マイクロバス (定員11人以上30人未満)	1	2		3
	⑤乗用自動車	15	10	10	35
	⑥特種自動車				0
合計台数	31	19	15	65	

自動車の使用に伴う二酸化炭素の年間排出量

(20X0年度)

年間の燃料使用量	ガソリン		軽油		都市ガス(CNG)		LPG	
	(kL)	台数	(kL)	台数	(千m ³)	台数	(t)	台数
本社	40.0	15	57.0	15	5.0	1		
丸亀営業所	25.0	10	34.0	9	0	0		
観音寺営業所	20.0	10	19.0	5	0	0		
合計 [a]	85.0	35	110.0	29	5.0	1		
二酸化炭素排出係数 [b]	2.290 t-CO ₂ /kL		2.619 t-CO ₂ /kL		2.050 t-CO ₂ /千m ³		2.994 t-CO ₂ /t	
二酸化炭素排出量 [a×b]	194.7 t-CO ₂		288.1 t-CO ₂		10.3 t-CO ₂		0 t-CO ₂	
二酸化炭素排出量の合計	493.0 t-CO ₂							

補足説明

- (1) 計画提出年度の前年度末日（3月31日）現在の自動車の使用台数を、各事業所ごとに区分して一覧表にしてください。
- (2) 対象の自動車は、道路運送車両法第3条に規定する普通自動車及び小型自動車（軽自動車、二輪車、大型・小型特殊自動車は対象外）です。県内に複数の事業所がある事業者で、それぞれの事業所では50台に満たない場合でも、合計で50台以上となる場合は、計画作成の対象事業者となります。
- (3) ここでは、対象の自動車を ①普通貨物自動車、②小型貨物自動車、③大型バス、④マイクロバス、⑤乗用自動車、⑥特種自動車 に区分して記載してください。
 なお、対象となる自動車の範囲とナンバープレート分類番号は次のようになります。

区分	自動車の範囲	ナンバープレート分類番号
①普通貨物自動車	貨物の運送に用に供する普通自動車	1, 10～19, 100～199
②小型貨物自動車	貨物の運送の用に供する小型自動車	4, 40～49, 400～499, 6, 60～69, 600～699
③大型バス (定員30人以上)	人の運送の用に供する乗車定員30人以上の普通自動車	2, 20～29, 200～299
④マイクロバス (定員11人以上30人未満)	人の運送の用に供する乗車定員11人以上30人未満の普通自動車	2, 20～29, 200～299 (一部 5, 50～59, 500～599, 7, 70～79, 700～799)
⑤乗用自動車	人の運送の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、及び人の運送の用に供する小型自動車	3, 30～39, 300～399, 5, 50～59, 500～599, 7, 70～79, 700～799
⑥特種自動車	消防車、救急車、警察車、塵芥車、散水車、霊柩車など特種な用途に使用される普通自動車及び小型自動車 *「特殊自動車」ではありません。	8, 80～89, 800～899

(※)ナンバープレート分類番号は、上記番号以外に下2字がローマ字になる場合もあります。

- (4) 対象の自動車を使用することにより、現状としてどれだけの量の排出ガスが環境中に放出されているのか確認しておくため、二酸化炭素を指標として、年間の排出量を一覧表にしてください。
 燃料の種類毎に年間の燃料使用量 [a] を記入し、それぞれ二酸化炭素排出係数 [b] を掛けて、年間の二酸化炭素排出量を算出します。
- (5) 二酸化炭素排出量の算出に用いる燃料使用量について、軽自動車など計画の対象外の自動車の燃料使用量も含まれた数値である場合は、その旨を注記しておいてください。
- (6) LPGの比重は一般に0.50～0.60 kg/Lですが、標準値として0.56 kg/Lを用いても構いません。

2 自動車の使用に伴う大気環境の負荷の低減を図るための方針

自動車は、窒素酸化物や浮遊粒子状物質などの大気汚染物質のほか、地球温暖化の原因物質である二酸化炭素を排出ガスとして大気環境中に放出することから、事業活動における自動車の使用に伴う大気環境の負荷の低減を図るため、次の方針により取り組むこととする。

- 我々の生活環境や地球環境を守るため、自動車を使用する我々自身が排出ガスによる大気汚染者であり、温室効果ガスの排出者であることを認識し、自動車の使用に伴う大気環境の負荷の低減に努める。
- 自動車の効率的な使用等により、自動車の使用をできるだけ抑制するとともに、整備点検を確実に実施し、アイドリングストップやエコドライブを徹底して、排出ガスを減少させるよう努める。
- 自動車の新規購入または更新に当たっては、低公害車を積極的に導入する。
- この自動車排出ガス対策計画について、従業員への十分な周知を行い、社内一体となって取り組みを推進していく。
- この自動車排出ガス対策計画を実施することにより、計画期間中に、年間の二酸化炭素排出量を対基準年度（20X0年度）比で80%まで削減することを目標とする。

補足説明

- (1) 作成しようとする自動車排出ガス対策計画全般に関して、事業者としての基本的な方針（考え方）を記載してください。内容は、自動車の使用に伴う大気環境の負荷の低減の重要性の認識や、自動車を数多く使用する事業者として、自主的に取り組みを推進していく姿勢について記載していただくことになります。
- (2) はじめに算出した年間の二酸化炭素排出量を用いて、今後計画を実施することによる全体的な効果を把握していきますので、計画期間中の目標とする二酸化炭素排出量の削減量（削減率）をできるだけ記載するようにしてください。

なお、削減目標とする数値は、その年度の二酸化炭素排出量を、同じ年度の輸送重量(t)、輸送コスト(円)、売上金額(円)など二酸化炭素排出量と密接な関係を持つ適当な値で除して得た値(排出原単位)を基準としたものでも構いません。(その場合は、排出原単位の算出に何を用いたかを明記してください。)

3 低公害車等の導入に係る事項

自動車区分	20X0 年度末時点の台数	20X1 年度		20X2 年度		20X3 年度		20X3 年度末時点の台数
		減少台数	増加台数	減少台数	増加台数	減少台数	増加台数	
総自動車台数 (低公害車等を含む)	65	7	5	7	6	10	8	60
低公害車等の台数	① 天然ガス自動車	1	1		1		1	4
	② 電気自動車	0						0
	③ ハイブリッド自動車	2	1		1		2	6
	④ メタノール自動車	0						0
	⑤ 低燃費かつ低排出ガス認定車	10	3	1	4		4	20
	⑥ その他の排出ガスの排出量が少ない自動車 ()	0						0
	合計 (①～⑥)	13	5	1	6		7	30
排出ガス低減装置装着車の台数	5	1				1	1	6
《参考》 軽自動車(二輪除く)の台数	30	3	3	2	3	2	4	33

補足説明

- (1) 計画作成時点(年度末時点)の低公害車等の導入状況と、計画期間中の導入計画を一覧表で作成してください。
- (2) 「低公害車等」の範囲について
 環境省、経済産業省及び国土交通省では、低公害車の開発、普及を一層推進するため、平成13年7月に『低公害車開発普及アクションプラン』を策定し、上表の①～⑤の自動車を「実用段階にある低公害車」と位置付けています。
 燃料電池自動車、ジメチルエーテル自動車などは、「次世代低公害車」と位置付けられていますが、これらの自動車について記入する場合は、記入欄を追加してください。
 また、該当の自動車を保有していない記入欄は、その欄を削除しても構いません。
 なお、⑤の「低燃費かつ低排出ガス認定車」については、14pで詳しく説明しています。
- (3) ⑥の「その他の排出ガスの排出量が少ない自動車」の欄は、『低公害車開発普及アクションプラン』で定める低公害車には該当しないものの、一般の自動車より排出ガスの排出量

が少ない自動車（LPG自動車など）を使用、導入している場合に記入します。

（（ ）内にその自動車の種類を記入してください。）

- (4) 「排出ガス低減装置装着車」は、DPF方式または酸化触媒方式のディーゼル微粒子除去装置を装着しているディーゼル車のことです。

「窒素酸化物又は粒子状物質を低減させる装置の性能評価実施要領」により国土交通大臣が適当であると認めた低減装置を装着した自動車の台数を、総自動車台数のうちの内数として記入してください。

- (5) 軽自動車については計画の対象ではありませんが、排気量の大きな自動車から排気量の小さな軽自動車へ転換することも排出ガス対策になりますので、《参考》として記入欄を設けています。

- (6) 各年度毎にそれぞれの車種について導入台数を示すことが難しい場合は、次のように、最終年度における全体の導入目標（または導入予定）の台数、導入目標割合などを記載してください。

作成例 その2

自動車区分		20X0 年度末時点の台数	20X3 年度末時点の目標台数
総自動車台数		65	60
低公害車等の台数	① 天然ガス自動車	1	30
	② 電気自動車	0	
	③ ハイブリッド自動車	2	
	④ メタノール自動車	0	
	⑤ 低燃費かつ低排出ガス認定車	10	
	⑥ その他の排出ガスの排出量が少ない自動車	0	
	合計（①～⑥）	13	
導入割合		20%	50%

4 自動車の使用抑制、並びに適正な整備及び運転の実施に係る事項

項目	内容
自動車の使用抑制	<ul style="list-style-type: none">● 運送業者による輸送を一部導入し、自家用貨物自動車による輸送からの転換を図る。● 最大積載量で運行できるよう、車種構成を改善し、荷の量に合った適切な車両を使用する。
自動車の適正な整備	<ul style="list-style-type: none">● 日常点検・整備マニュアルを作成し、エンジンオイルの適正な選択・定期的な交換、適正なタイヤ空気圧の維持など、十分な点検整備の方法を定めて従業員に周知する。● 管理責任者を設置し、運転日報をチェックすることにより、点検整備の実施を徹底する。
自動車の適正な運転	<ul style="list-style-type: none">● 毎年 1 回、従業員に対してエコドライブの講習を行い、アイドリングストップ、急発進・急加速運転の削減など、エコドライブの実施に努める。

補足説明

- (1) 自動車の使用に伴う大気環境の負荷の低減を図るためには、低公害車等の導入のほか、自動車そのものの使用抑制や、自動車の適正な整備及び運転に取り組んでいく必要があります。

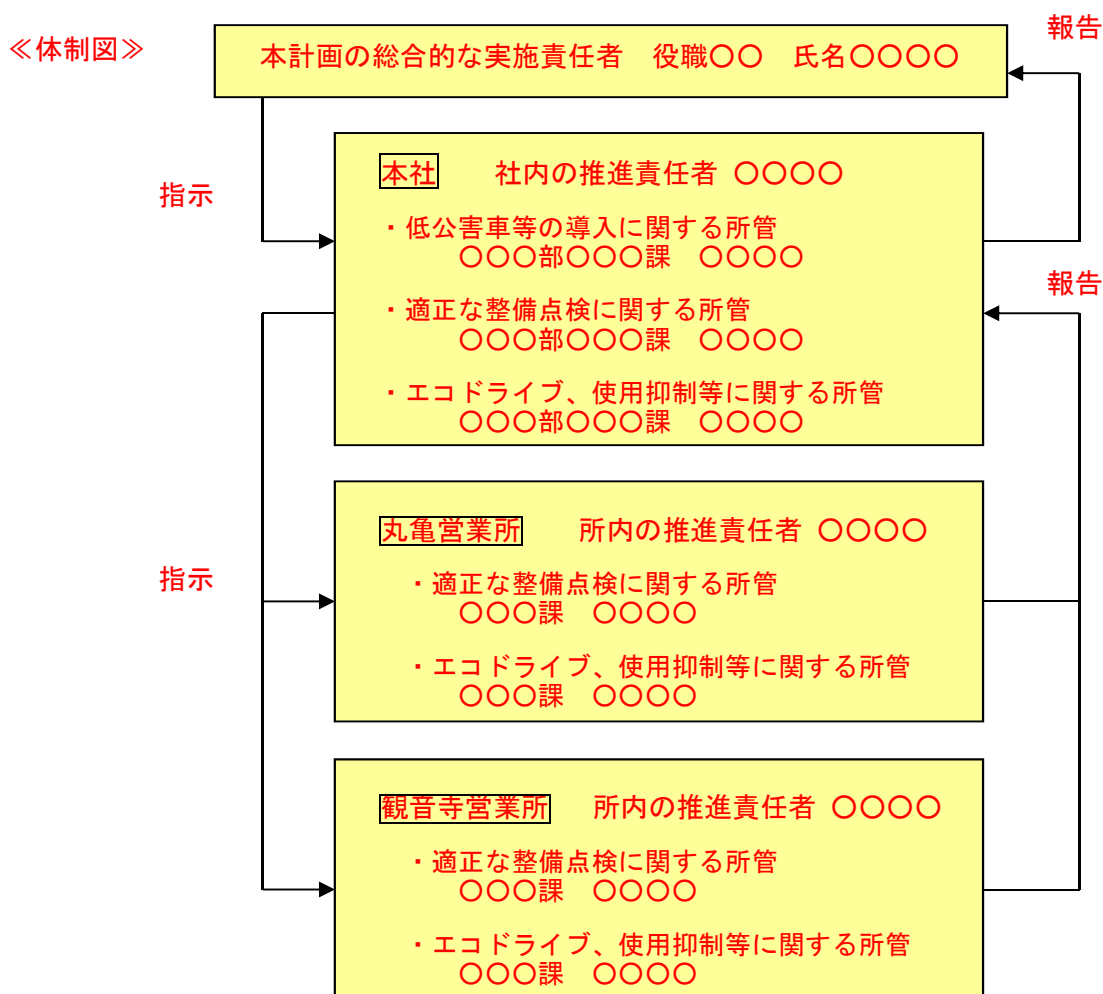
ここでは、自動車の使用の抑制等を行うために取り組む計画について記載します。

次の【取り組み例】を参考に、なるべく具体的な計画としてください。

【取り組み例】

項目	内容
自動車の 使用抑制	物資の集荷、仕分け業務の共同化(積載効率、輸送効率の向上) 配送業務の共同化(輸送距離、使用車両の削減) 配送と集荷を1台で実施できるように工夫(帰り荷の確保) 積載効率向上のための車両の大型化 受注時間と配送時間の設定(ルール化) 緊急配送をできるだけ避ける(随時配送の廃止) 荷主企業との協力関係の確立 朝夕ラッシュ時の配送を昼間配送に振替 積載効率が低い土曜日、日曜日の車両使用の削減 モーダルシフトの推進(鉄道輸送の活用、海運の活用) 自家用貨物自動車による輸送から営業用貨物自動車による輸送の転換 公共交通機関の利用の促進(鉄道、バス等の利用、自転車や徒歩による移動)
自動車の 適正な整備	責任者(管理者)の設置 日々の始業点検・定期点検の完全実施 エアークリーナー・エンジンオイルの定期的な点検 適正なタイヤ空気圧の維持 運転日報の作成(走行距離等の記録)
自動車の 適正な運転	責任者の設置 エコドライブの実施(空ぶかし、急発進・急加速運転等の削減等) エコドライブのステッカーの貼り付け アイドリングストップの徹底(駐車場での看板による周知) アイドリングストップ装置の装着、装置搭載車の導入 燃費向上に関するドライバーズコンテストの実施、優良ドライバーの表彰
その他	日常点検・整備マニュアル、エコドライブマニュアル等の作成、配布 日常点検・整備、エコドライブに関する教育、訓練の実施 強化月間の設定 社外研修への参加 推進組織の整備 ISO14001 の認証取得 自主的な情報公開(ホームページ、環境報告書等による取り組み状況の公表) 荷受け、仕分け業務の効率化のための物流拠点の整備 荷捌き場、駐停車場所、運転手控室などの整備 路上駐停車の自粛 商品の標準化(積み合わせを容易にするための商品荷姿の標準化) 燃費等に関する定量的目標値の設定 外部電源による冷蔵等貨物室の空調管理を可能とする装置の導入 適正な燃料の使用(不正軽油でないことの確認)

5 自動車排出ガス対策計画の推進体制



《推進方法》

本社及び各営業所内の推進責任者は、毎年度、計画に記載した取り組みの実施状況を確認し、各営業所内の実施状況は本社の推進責任者に4月末までに報告する。

本社の推進責任者は、全体の取り組みについて確認を行い、実施状況が不十分な項目があれば、その原因究明と適切な措置を行うよう指示する。

それらの結果については、本計画の総合的な実施責任者が最終確認し、必要な場合には計画の見直しを行うよう指示する。

補足説明

- (1) 計画に記載する取り組みが推進されるよう、責任の所在を明らかにした《体制図》としてください。また、計画を推進するための《推進方法》を、体制図とあわせて記載してください。
- (2) 作成例の体制図はあくまで一例ですので、会社の形態等に応じて、分かりやすい図を作成してください。

《参考》 「低燃費かつ低排出ガス認定車」とは？

- ①「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(省エネ法)」に基づく燃費基準(トップランナー基準)を早期達成し、
- ②かつ国土交通省の「低排出ガス車認定実施要領」に基づく低排出ガス認定を受けている自動車

をいいます。

○燃費基準早期達成車

自動車燃費性能評価・公表制度(「自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領」)により、ガソリン、LPガス、ディーゼル乗用自動車、ガソリン・ディーゼル貨物自動車(車両総重量3.5t以下)及びディーゼル重量車(車両総重量3.5t超)を対象に、燃費基準達成レベル判定されています。

燃費基準早期達成車には、その内容を示すステッカーが貼付されています。



また、国土交通省ホームページで各メーカーごとに確認できます。

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr10_000013.html

○低排出ガス認定車

低排出ガス車認定制度(「低排出ガス車認定実施要領」)により、燃料の種類を問わず自動車排出ガスの低排出ガス性(クリーン度)について、性能面から示す技術的指標に適合していることの認定が行われるもので、自動車排出ガスのうちNO_x、PM等の有害物質の排出が、基準から一定レベル以上低減されている自動車が認定されています。

低排出ガス認定車にも、その内容を示すステッカーが貼付されています。



また、これについても、国土交通省ホームページで各メーカーごとに確認できます。

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk10_000014.html

低燃費かつ低排出ガス認定車か否かの判断方法

- ①車両後部に貼付されているステッカーの有無
- ②車両後部に低燃費又は低排出ガスのステッカーの貼付がない場合であっても車検証を確認
 - ・燃費基準達成車であれば燃費基準達成レベルとともに車検証の備考欄に記載されています。
 - ・低排出ガス車であれば車検証の「型式」欄のハイフンまでアルファベットの記号(自動車排出ガス規制の識別記号)を、国土交通省ホームページで照らし合わせることで判断できます。

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk10_000001.html

自動車検査証

香川運輸支局長

自動車登録番号又は車両番号	登録年月日/交付年月日	初年度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状
香川400せ〇〇〇〇	平成 29 年 8 月 31 日	平成 22 年 12 月	小型	貨物	自家用	バン
車名	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量		
〇〇〇	2[5]人	600[400]kg	1270kg	1980[1945]kg		
車体番号	長さ	幅	高さ	前前軸重	前後軸重	後前軸重
〇〇〇〇—123456	440cm	169cm	185cm	760kg	-kg	-kg
型式	原動機の型式	総排気量又は定格出力	燃料の種類	型式指定番号	類別区分番号	
DBF-〇〇〇〇	HR16	1.59L	ガソリン			
所有者の氏名又は名称	株式会社〇〇〇〇					
所有者の住所	香川県高松市〇〇町〇丁目〇-〇					
使用者の氏名又は名称	***					
使用者の住所	***					
使用の本拠の位置	***					
有効期間の満了する日	平成 31 年 8 月 30 日					
備考	<p>[香川] 継続検査</p> <p>平成 27 年度燃費基準 20%向上達成車</p> <p>使用車種規制(NOx・PM)適合。この自動車の使用の本拠はNOx・PM 対策地域外です。</p> <p>平成 12 年騒音規制車, 近接排気騒音規制値 97dB</p> <p>以下余白</p>					

平成 27 年度燃費基準達成車であり、かつ、型式の 1 桁目が「D」で平成 17 年排出ガス基準 75%低減車であるため、この自動車は「低燃費かつ低排出ガス認定車」です。

➔自動車排出ガス規制の識別記号による「低排出ガス認定車」の確認

1. 平成 17 年規制以降の自動車排出ガス規制の識別記号

令和3年1月1日現在

1 桁目		2 桁目		3 桁目	
排出ガス規制年	低排出ガス認定	燃料の別	ハイブリッドの有無	用途等	重量条件等
平成17年規制	無 ^{※1}	A ガソリン	有	乗用車	平成17年規制のディーゼル車以外
	50 ^{※2}	C LPG	無		平成17年規制のディーゼル車 (車両重量が1265キログラム以下)
	75 ^{※2}	D 軽油	有		平成17年規制のディーゼル車 (車両重量が1265キログラム超)
	NOx10+PM10 ^{※3}	B	無		軽自動車
	NOx10 ^{※3}	N	有 (達成 (重量車))		車両総重量が1.7トン以下
	PM10 ^{※3}	P	無 (達成 (重量車))		車両総重量が1.7トン超、3.5トン以下
平成18年規制 ^{※4}	無	J	有 (5%達成 (重量車))	貨物、乗合	軽自動車
平成19年規制	無 ^{※5}	E	無 (5%達成 (重量車))		車両総重量が3.5トン超
平成20年規制 ^{※7}	50 ^{※6}	G	有 (10%達成 (重量車))	二輪車等	第1種原動機付自転車
	75 ^{※6}	H	無 (10%達成 (重量車))		第2種原動機付自転車
平成21年規制 ^{※8}	無	K	有 (15%達成 (重量車))	特殊自動車	軽二輪自動車
	無 (7-10t 乗用PMPを除く)	L	無 (15%達成 (重量車))		小型二輪自動車
	50	F	有		定格出力が19kW以上37kW未満
	75	R	無		定格出力が37kW以上56kW未満
平成22年規制 ^{※9}	10	Q	有	超小型	定格出力が56kW以上75kW未満
	無	S	有		定格出力が75kW以上130kW未満
	10	T	無		定格出力が130kW以上560kW未満
	無	U	有		定格出力が19kW以上560kW未満 (ガソリン・LPGに限る。)
平成23年規制 ^{※10}	無	V	有	モビリティ	貨物自動車
平成24年規制 ^{※10}	無	W	有		乗用車
平成25年規制 ^{※10}	無	X	有		
平成26年規制 ^{※11}	無	Y	有		
平成28年規制 ^{※12}	無	Z	有		
平成30年規制 ^{※13}	無	3	有		
	25	4	有		
	50	5	有		
	75	6	有		
平成32年規制 ^{※14}	無	8	有		

2. 排出ガス規制の適用を受けない自動車の識別記号

1 桁目		2 桁目		3 桁目	
排出ガス規制年	低排出ガス認定	燃料の別	ハイブリッドの有無	用途等	識別記号
Z		電気	電気	乗用車	A
		燃料電池	水素 (圧縮水素)	貨物	B
				乗合	C
				二輪車	D
				原動機付自転車	E
				原動機付自転車以外	F
				特殊自動車	F
				超小型	Y
				貨物自動車	Y
				モビリティ	Z
				乗用車	Z

※ 平成 16 年規制までの識別記号による確認は、前述の国土交通省ホームページをご覧ください。

4. 自動車排出ガス対策計画に基づいて実施した措置の報告について

提出した自動車排出ガス対策計画については、計画期間中の毎年度、計画に基づいて実施した措置について知事に報告をしてください。

○使用する自動車の台数が、計画期間中に 50 台未満となった場合であっても、計画期間中は実施した措置についての報告をしてください。

○計画に基づいて実施した措置の報告についても、条例で様式、期限を定めています。

様式： 施行規則第 33 号様式 期限： 各年度の翌年度の 7 月末日まで(※)

(※)ただし、災害その他特別の事情がある場合は、知事が別に報告期限を定めることがあります。

○受付窓口、提出先、公表の方法等は、計画の提出・公表に準じます。(➡ 4p)

○計画に基づいて実施した措置の公表についても、その冒頭に、香川県生活環境の保全に関する条例に基づいて公表する旨の記載をしてください。

(例)「香川県生活環境の保全に関する条例第 106 条第 5 項の規定に基づき、自動車排出ガス対策計画に基づいて実施した措置を公表するものです。」

自動車排出ガス対策計画に基づいて実施した措置

計画の対象期間	20X1年4月1日～20X4年3月31日
本報告の対象期間	20X1年4月1日～20X2年3月31日

1 事業所ごとの自動車の使用台数

(20X1年3月31日現在)

整理番号	1	2	3	合計	
事業所の名称	本社	丸亀営業所	観音寺営業所	—	
事業所の所在地	高松市〇〇町 〇-〇-〇	丸亀市〇〇町 〇-〇-〇	観音寺市〇〇町 〇-〇-〇	—	
連絡先電話番号	087-000-0000	0877-00-0000	0875-00-0000	—	
従業員数(人)	40	30	30	100	
運転者数(人)	30	17	15	62	
使用台数(台)	①普通貨物自動車	10	5	4	19
	②小型貨物自動車	3	2	1	6
	③大型バス (定員30人以上)	2			2
	④マイクロバス (定員11人以上30人未満)	1	2		3
	⑤乗用自動車	14	10	10	34
	⑥特種自動車				0
合計台数	30	19	15	64	

自動車の使用に伴う二酸化炭素の年間排出量

(20X0年度)

年間の燃料使用量	ガソリン		軽油		都市ガス(CNG)		LPG	
	(kL)	台数	(kL)	台数	(千m ³)	台数	(t)	台数
本社	38.0	14	56.0	15	5.0	1		
丸亀営業所	24.0	10	28.0	8	3.0	1		
観音寺営業所	19.0	10	19.0	5	0	0		
合計 [a]	81.0	34	103.0	28	8.0	2		
二酸化炭素排出係数 [b]	2.290 t-CO ₂ /kL		2.619 t-CO ₂ /kL		2.050 t-CO ₂ /千m ³		2.994 t-CO ₂ /t	
二酸化炭素排出量 [a×b]	185.5 t-CO ₂		269.8 t-CO ₂		16.4 t-CO ₂		0 t-CO ₂	
二酸化炭素排出量の合計	471.6 t-CO ₂ [対基準年度(20XX年度)比 : 95.7 %]							

補足説明

- (1) 報告の対象年度末日（3月31日）現在の自動車の使用台数を、各事業所ごとに区分して一覧表にしてください。
- (2) 計画作成時と同じように、自動車の使用に伴う二酸化炭素の年間排出量を一覧表にしてください。
合計欄には、対基準年度比で、二酸化炭素排出量の割合を記入してください。

計画作成時に、「2 自動車の使用に伴う大気環境の負荷の低減を図るための方針」（→ 8p）で、目標とする削減率に「排出原単位」を基準としている場合は、「排出原単位」による対基準年度比の割合をあわせて記入してください。

2 低公害車等の導入実績

(20X1 年度分)

自動車区分		本社		丸亀営業所		観音寺営業所		合計	計画台数
		減少台数	増加台数	減少台数	増加台数	減少台数	増加台数	保有台数	保有台数
		保有台数		保有台数		保有台数			
総自動車台数 (低公害車等を含む)		3	2	2	2	2	2	64	63
低公害車等の台数	① 天然ガス自動車				1			2	2
	② 電気自動車	1		1				0	0
	③ ハイブリッド自動車						1	3	3
	④ メタノール自動車	1		1		1		0	0
	⑤ 低燃費かつ 低排出ガス認定車		2		1		1	14	13
	⑥ その他の排出ガスの 排出量が少ない自動車 ()	7		4		3		0	0
	合計 (①~⑥)		2		2		2	19	18
排出ガス低減装置装着車の台数							1	6	6
排出ガス低減装置装着車の台数		3		1		2			
《参考》 軽自動車(二輪除く)の台数		1	2	1	1			31	30
《参考》 軽自動車(二輪除く)の台数		15		8		8			

補足説明

- (1) 対象年度中の低公害車等の導入実績を一覧表で作成します。計画書の「低公害車等の導入に係る事項」で記載した項目の実績について、分かりやすい形式で作成してください。

3 自動車の使用抑制、並びに適正な整備及び運転の実績

項目	計画	実績
自動車の使用抑制	<ul style="list-style-type: none"> ● 運送業者による輸送を一部導入し、自家用貨物自動車による輸送からの転換を図る。 ● 最大積載量で運行できるよう、車種構成を改善し、荷の量に合った適切な車両を使用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 運送業者による輸送を一部導入し、自家用貨物自動車による輸送からの転換を図った。 ● 最大積載量で運行できるよう、車種構成を改善し、荷の量に合った適切な車両を使用した。
自動車の適正な整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常点検・整備マニュアルを作成し、エンジンオイルの適正な選択・定期的な交換、適正なタイヤ空気圧の維持など、十分な点検整備の方法を定めて従業員に周知する。 ● 管理責任者を設置し、運転日報をチェックすることにより、点検整備の実施を徹底する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常点検・整備マニュアルを作成し、〇年〇月〇日のエコドライブ講習会で従業員に周知した。 ● 管理責任者を設置し、運転日報をチェックしており、適正な点検整備が行われていることを確認した。
自動車の適正な運転	<ul style="list-style-type: none"> ● 毎年1回、従業員に対してエコドライブの講習を行い、アイドリングストップ、急発進・急加速運転の削減など、エコドライブの実施に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 〇年〇月〇日に従業員に対してエコドライブ講習会を実施した。2020年度は、特に次の事項を重点実践事項とし、各部署に張り紙をして取り組みを促進した。 〔重点実践事項〕 ・おだやかな発進と加速 ・定速走行・経済速度の励行 ・エンジンプレーキの積極的な使用 ・アイドリングストップの徹底 ● 駐車場の2カ所にアイドリングストップの看板を設置し、啓発を行っている。

補足説明

- (1) 計画書の「自動車の使用抑制、並びに適正な整備及び運転の実施に係る事項」で記載した項目について、対象年度中の実績をできるだけ具体的に記載してください。

条例で規定しているその他の自動車排出ガス対策

1 自動車の使用の抑制、自動車の適正な整備と運転

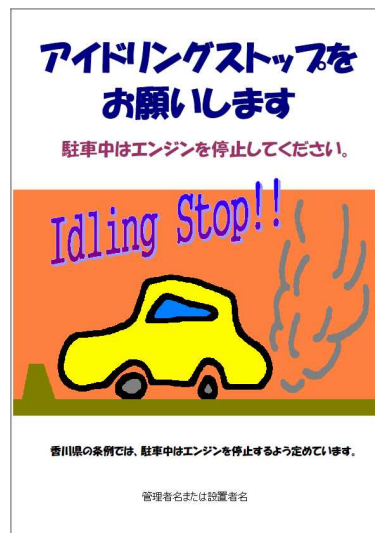
自動車の効率的な使用や、公共交通機関の利用により、自動車の使用の抑制に努めるほか、自動車を適正に整備し、エコドライブを心がけて、排出ガスの減少に努めること。

2 アイドリングストップの実施

無駄な排出ガスを抑えるため、駐停車時にはアイドリングストップの実施に努めること。

また、500 m²以上の駐車場(駐車マス部分が約 35～40 台分)の設置者、管理者は、駐車場利用者に対して、看板の設置、会合での伝達など、各々効果的な方法で、駐車時のアイドリングストップの周知を行うこと。

(看板、はり紙の例)



3 低公害車等の導入・使用

自動車を購入したり使用するときは、環境にやさしい低公害車を選ぶよう努めること。

4 自動車販売事業者による自動車環境情報の提供

自動車販売事業者は、販売する自動車の環境情報(排出ガスの量や燃費など)を店舗に備え置いて、来店者に対して説明するよう努めるほか、年間100台以上の自動車を販売する事業者は、そうした活動を推進する「自動車環境情報説明推進員」を選任し、届出をすること。